

# 東京保健医療専門職大学

## 研究費の運用に関わる不正等に対する取引停止取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、東京保健医療専門職大学（以下、「本学」という。）において「東京保健医療専門職大学 研究活動不正行為防止規程」で定める研究者が行った研究費の運用に関わって不正を行った業者及び不正運用に加担・協力した業者について、取引停止処分を取扱いを定め、もって研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

### (業者が行う不正及び不正運用への加担・協力)

第2条 業者が行う不正及び不正運用への加担・協力とは、研究費によって備品・物品等を購入する際、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札又は見積にあたり、競争入札妨害又は談合を行い、不利益を及ぼした場合
- (2) 本学との契約にあたり、必要として求めた調査資料に、虚偽の申告をしたと認められる場合
- (3) 研究費を本来の用途外に運用することを目的として、取引内容を偽装もしくは架空の取引をすることに加担・協力を行った場合
- (4) 取引内容を偽装もしくは架空の取引をすることにより、預け金等として研究費を管理することに加担・協力を行った場合
- (5) その他、不正又は不正運用への加担・協力を行ったと認められる場合

### (取引停止)

第3条 取引停止とは、本学が業者とすでに締結している契約を解除すること、及び期間を限って、あるいは無制限に取引を行わないことをいう。

### (取引停止措置)

第4条 学長は、業者が第2条のいずれかに該当する場合には、当該不正業者について取引停止を行うことができるものとする。

- 2 学長が前項の決定を行う場合、及び取引停止期間を決定する場合には、調査委員会に諮るものとする。

### (庶務)

第5条 この規程の運用に関する庶務は、教務部研究推進室が行う。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

附則

- 1 この規程は、令和4年10月17日に制定、令和4年11月1日から施行する。